新型コロナウイルス感染症患者の退院(療養または隔離解除)基準について

- ○国において回復後の患者の受け入れを円滑にし、COVID-19受け入れ病床の回転を良くするため、エビデンスをもとに退院基準を見直し。(令和3年2月25日付け通知)
- ・有症状者については人工呼吸器等による治療の有無で区分
- ・治療を行った場合は、発症日からの経過を10日間から15日間に延長
- ・治療を行わない場合は、現行どおり
- ○国の見直しに準じて、府の退院(療養または隔離解除)基準を見直し。

府基準 (見直し前)



府基準(見直し後:国基準どおり)

【軽症/中等症】

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。

【重症および免疫不全】

症状が現れてから少なくとも20日間経過しており、かつ解熱剤を使用せずに前回の発熱から72時間以上経過しており、かつ症状(咳、息切れなど)が改善された場合、隔離解除とする。

【無症状】

検体採取日から**10**日間経過した場合、退院可能とする。

【有症状者】

原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。

- (1)人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
 - ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
 - ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認
- (2)人工呼吸器等による治療を行った場合
 - ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
 - ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認
 - ※ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

【無症状病原体保有者】

<u>原則として</u>次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。<u>ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たす者として差</u>し支えないこととする。

- ⑤発症日から10日間経過
- ⑥発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度 検体採取を行い、陰性が確認

国基進

<感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)> 【有症状者】

原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。

- (1)人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
- ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、 陰性が確認
- (2)人工呼吸器等による治療を行った場合
- ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
- ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、 陰性が確認
 - ※ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

【無症状病原体保有者】

原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たす者として差し支えないこととする。

- ⑤発症日から10日間経過
- ⑥発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認